実はここにも
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications
平成２１年１１月１１日

国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査 ＜勧告に対する各府省の改善措置状況＞のポイント

【ポイント】

○　総務省は、国家公務員及び行政に対する信頼を確保する観点から「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を実施し、法令等遵守の推進を図る上で課題がみられたことから、平成21年３月27日に全府省に対し、①国家公務員倫理法等に係る取組の推進、②セクハラ防止等の推進、③内部監査の的確かつ効果的な実施、④内部通報制度の実効性の確保、⑤非違行為に対する適切な対応の確保などを図るよう勧告。
　この勧告に対し各府省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの。

○　主な改善措置状況

- 倫理保持のための内部通報窓口・内部通報規定の整備
- セクハラ防止のため、各官署の職員の配置数・性別等に留意して相談員を配置
- 会計監査を効果的に実施するため、改善措置結果を報告させるよう改善
- 内部通報制度における通報対象範囲の拡大
- 人事院の公表指針を踏まえ、懲戒処分事案を適切に公表するよう徹底

1　国家公務員倫理法等に係る取組の推進

調査結果及び勧告

①　新たに職員になった者にしか倫理に関する研修を実施していない（１府省１機関）
②　事業者等からの５千円超の贈与等について、四半期ごとに贈与等報告書を提出することと国家公務員倫理法に規定されているが、職員の失念等により、提出漏れが発生（15府省22機関）
③　倫理の保持のための内部通報窓口が整備されていない（２府省２機関）

勧告事項

勧告事項
①　職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること（1府省）
②　贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること（15府省）
③　内部通報窓口を整備すること（2府省）

改善措置状況

①　定期的に倫理制度に関する研修を実施予定

指摘した１府省１機関において、定期的に倫理に関する研修を実施予定

②　提出漏れ防止を一層推進

指摘した15府省22機関すべてにおいて、提出漏れ防止の周知文書を発出するなど、引き続き、提出漏れ防止を一層推進

③　内部通報窓口を整備

指摘した２府省２機関のうち、内部通報窓口を整備（１府省１機関）、整備予定（１府省１機関）

【改善措置の具体例】

・　平成21年度から定期的に倫理制度に関する研修を実施する予定（環境省）

・　贈与等報告書の提出時期ごとの注意喚起に加え、事務次官通達を発出し、提出漏れ防止を周知徹底（防衛省）

・　「文化庁内部公益通報処理要綱」及び「文化庁内部公益通報処理要領」を策定し、倫理の保持等のための内部通報窓口を整備（文部科学省）

２　セクハラ防止等の推進

調査結果及び勧告

①　一般的に立場が弱いとされている非常勤職員に対して、新規採用時にセクハラ防止のための研修等を行っていない（13府省22機関）

②　職員からのセクハラに関する苦情相談に対応するためのセクハラ相談員が、各官署の職員の配置数や性別等に留意して配置されていない（５府省10機関）

勧告事項

①　非常勤職員に対しても新規採用時に研修等を行うこと（13府省）

②　対象となる職員の配置数・性別等に留意して相談員を適切に配置すること（5府省）

改善措置状況

①　非常勤職員に対して、新規採用時に研修等を実施

指摘した13府省22機関のうち、新規採用時に研修等を実施（５府省９機関）、実施予定（７府省10機関）、検討中（３府省３機関）

②　各官署の職員の配置数・性別等に留意して相談員を配置

指摘した５府省10機関のうち、新たに女性相談員等を配置（４府省８機関）、配置予定（１府省２機関）

【改善措置の具体例】

- 非常勤職員に対し、新規採用時にセクハラ防止に係る資料を配布（金融庁）
- 関東運輸局において、女性職員４名を新たに相談員として指名するとともに、中堅女性職員を相談の仲介役として選出し、セクハラ相談体制を改善（国土交通省）

３　内部監査の的確かつ効果的な実施

調査結果及び勧告

各府省は、内部監査として、事務・事業の執行に関する「業務監査」と会計経理に関する「会計監査」を実施

①　「業務監査」のうち、安全確保指針（注１）に則し保有個人情報監査を実施していない（２府省３機関）又は統一基準（注２）に則し情報セキュリティ監査を実施していない（２府省３機関）

②　会計監査結果の改善措置結果の早期把握のため、改善措置結果を報告させるなどの規定がない又は不十分（６府省６機関）

（注１）　安全確保指針：「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（平成16年９月14日付け総管情第84号）

（注２）　統一基準：「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成17年12月13日　ＩＴ戦略本部情報セキュリティ政策会議決定）

勧告事項

①　安全確保指針や統一基準に則し、保有個人情報監査又は情報セキュリティ監査を適時・的確に実施すること（3府省）

②　会計監査において改善指示等に対する措置結果を期限を付して報告させることなどを規定すること（6府省）

改善措置状況

①　業務監査を実施

- 保有個人情報監査を実施してないと指摘した２府省３機関のうち、監査を実施（１府省１機関）、実施予定（１府省２機関）
- 情報セキュリティ監査を実施していないと指摘した２府省３機関すべてにおいて監査を実施

②　改善措置結果を報告させるよう改善

指摘した６府省６機関のうち、改善措置結果を報告させるなどの規定を整備（４府省４機関）、整備予定（２府省２機関）

【改善措置の具体例】

- 「消防庁の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」に基づき、保有個人情報監査を実施し、監査結果を総括保護管理者に報告（総務省）
- 会計監査対象部署に対して監査結果を通知し、会計経理の取扱いに改善の必要が認められた事項は、期限を定め、講じられた措置を報告させるよう改善（宮内庁）

4　内部通報制度の実効性の確保

調査結果及び勧告

　内部の職員等からの法令違反等に関する通報（内部通報）を的確に処理するため、ガイドライン（注）において、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に規定されている対象法令違反に加え、「当該行政機関についての法令違反行為」（職務上の法令違反行為）及び「適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実」が通報対象範囲とされているが、

①　通報対象範囲を公益通報者保護法に規定されている対象法令違反に限定している（２府省４機関）

②　職務上の法令違反行為を通報対象範囲としている機関は通報対象範囲を職務外の法令違反行為などに拡大する余地あり（14府省24機関）

（注）　「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）（平成17年７月19日関係省庁申合せ）」

勧告事項

**　通報対象範囲を公益通報者保護法の対象法令に限定せず、ガイドラインに則して規定すること(2府省)**

**　通報対象範囲に職務外の法令違反行為などを加えることについて検討すること(14府省)**

改善措置状況

**　内部通報制度における通報対象範囲の拡大**

- 　通報対象範囲を公益通報者保護法の対象法令に限定していると指摘した２府省４機関のうち、範囲をガイドラインに則して規定を整備（１府省３機関）、整備予定（１府省１機関）
- 　通報対象範囲を職務外の法令違反行為まで含めるなど、範囲を拡大（４府省６機関）、検討中（12府省18機関）

【改善措置の具体例】

- 　ガイドラインに則し「農林水産省職員内部通報処理要領」において、通報対象範囲を職員による職務上の法令違反行為と規定（農林水産省）

- 　「厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令」を改正し、通報対象範囲について、従来、職務上の法令違反行為に限定していたところ、職務外の法令違反行為にも拡大（厚生労働省）

５　非違行為に対する適切な対応の確保

調査結果及び勧告

人事院は「懲戒処分の公表指針」（注）において、①「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分」及び②「職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分」については、原則として事案の概要等を公表することと規定しているが、平成17年から19年７月末までに行われた懲戒処分事案から抽出した184件のうち、公表指針に照らし、公表対象と考えられるにもかかわらず、12件が未公表

（注）　「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日付け総参−786人事院事務総長通知）

勧告事項

人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表すること（3府省）

改善措置状況

人事院の公表指針を踏まえ適切に公表するよう徹底

指摘した３府省すべてにおいて、人事院の公表指針を踏まえ適切に公表を行うことを徹底

【改善措置の具体例】

- 「「懲戒処分の公表指針について」の職務遂行上の行為等について」を発出し、人事院の公表指針を踏まえ適切に公表することとし、これまで公表対象としてこなかった懲戒処分事案（諸手当等の不適正受給事案）について、過去５年間すべての事案について、平成21年４月６日付けで公表（法務省）

［本件連絡先］

総務省 行政評価局 規制改革等担当評価監視官室
評 価 監 視 官 ： 千葉 義弘（内線２２４９１）
上席評価監視調査官 ： 田中 英人（内線２２６２６）
評 価 監 視 調 査 官 ： 伊藤 哲（内線２２６２５）

電話（直通） ０３－５２５３－５４４２
（代表） ０３－５２５３－５１１１
ＦＡＸ ０３－５２５３－５４３６
電子メール https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html